

令和 5 年度陸上自衛隊保良訓練場で使用する電気

警備隊長	副隊長	後支隊長				
			営繕班長	工事企画	管財係	作成者
件 名	令和 5 年度陸上自衛隊保良訓練場で使用する電気					
表 紙						
縮尺		作成年月日		令和 4 年 1 2 月 1 2 日		
		作 成 者		防衛技官 川上徳恭		
陸上自衛隊 宮古警備隊後方支援隊						

仕 様 書

- 1 件 名 令和5年度陸上自衛隊保良訓練場で使用する電気
- 2 概要場所等
 - (1) 需要場所
陸上自衛隊保良訓練場 沖縄県宮古島市城辺字保良390番地
 - (2) 業種及び用途
官公署 (国家事務)
- 3 契約期間
自 令和5年 4月 1日 0時00分
至 令和6年 3月31日24時00分
- 4 供給電気方式
 - (1) 供給電圧(標準電圧) 6, 600V
 - (2) 計量電圧(標準電圧) 6, 600V
 - (3) 供給電気方式 交流3相3線式
 - (4) 周波数 (標準周波数) 60HZ
 - (5) 受電方式 1回線受電
 - (6) その他
ア 受電総容量 変圧器容量 755KVA
イ コンデンサ取付容量 275KVar
- 5 契約電力及び予定電力使用量
 - (1) 契約電力 130KW (実量制)
 - (2) 予定電力使用量 449, 400KWh (別紙第1を参照)
- 6 年間電力使用実績及び使用予定
 - (1) 令和3年度保良訓練場年間使用電力実績表 (別表第1を参照)
 - (2) 令和4年度保良訓練場年間使用電力実績表 (別表第2を参照)
 - (3) 令和5年度保良訓練場年間使用電力予定表 (別紙第3を参照)

7 電力量等の検針

(1) 自動検針装置（計量地点 受電所）有

電力会社の検針方法 遠隔自動検針

電力量計の構成 沖縄電力 三相三線 110V 5A 60HZ 乗率 ×10

製造社 三菱電機 変成器付複合計器

（時間帯別・普及級）WM3EP-R 形

パルス定数 50000pulse/kwh

P C T 6600/110V 50/5A

8 需給地点

保良訓練場構内 1 号柱の引込線取付点

9 電気工作物の財産分界点

上記需給地点に同じ、ただし計量地点に設置した軽量装置は沖縄地区の一般電気事業者の所有とする。また、計量装置な受電所電気室高圧受電盤内とする。

10 保安上の責任分界点

上記電気工作物の財産分界点に同じ

11 力率

自動力率調整装置の設置により平均力率 1 0 0 %を保持

12 その他

(1) 非常用自家発電設備 3 0 0 KVA × 2 台

(2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのない供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める電気供給約款による。

なお、入札価格の算定にあつては、力率は 1 0 0 パーセントとし、燃料調整費、太陽光発電促進賦課金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(3) 電力会社が計画停電を実施する場合は、事前に当事業所に通知すること。

(4) その他、この仕様書に定めない事項については、協議の上、決定するものとする。

令和 5 年度保良訓練場月別予定使用電力量

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日)

	昼間電力量 (kWh)	夜間電力量 (kWh)	ピーク電力量 (kWh)	使用電力量 (kWh)
4 月分	22,900	12,300		35,200
5 月分	18,200	12,800		31,000
6 月分	21,300	10,700		32,000
7 月分	18,800	10,900	3,000	32,700
8 月分	22,600	14,700	4,200	41,500
9 月分	20,100	14,100	3,300	37,500
10 月分	22,800	14,000		36,800
11 月分	22,200	12,600		34,800
12 月分	25,600	18,300		43,900
1 月分	26,700	19,700		46,400
2 月分	22,200	13,900		36,100
3 月分	25,900	15,600		41,500
合 計	269,300	169,600	10,500	449,400

- ・昼間電力量…毎日 8 時から 10 時までの時間で使用する電力量。

ただし、ピーク時間及び以下の「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。

- ・夜間電力量…ピーク電力量及び昼間電力量以外の時間で使用する電力量

- ・ピーク電力量…夏季（7 月 1 日～9 月 30 日までの期間）の毎日 13 時から 16 時までの時間で使用する電力量。

ただし、以下の「休日等」に定める日の該当する時間で使用する電力量を除く。

- ・休日等…日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日、12 月 31 日

